

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

# 企業実務

7

2015 No.753

特別記事 ノウハウ流出を防げ!

## 「営業秘密」を守る この一手

経理・税務

社員の転勤に伴う  
支出についての経理処理Q&A

人事・労務

労働時間の把握・確認で  
起きがちな困ったケースに答えます

総務・法務

賃貸オフィス探しで  
失敗しないための5つの心得

別冊付録

2015年度版「助成金」  
受給&活用マニュアル

7

- 7月のビジネスカレンダー 3  
7月の事務ごみ 7 2015年度個人住民税の特別徴収事務の確認、健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出、労働保険の年度更新手続きの期限、夏季休暇の通知と業務保全 ほか  
新法令・通達解説 11 職場の受動喫煙防止の具体策が示される ほか  
これからの法改正の動き 12 民間雇用仲介事業の抜本改革で職業安定法等を見直し ほか

特別記事 || 17 ノウハウ流出を防げ!

# 「営業秘密」を守るこの一手

- 情報セキュリティ対策の基礎を学ぶ ..... 編集部  
■事例:「人材の質」を高めることが先決 ..... 株式会社コスモスマート取締役 小川 陽平  
■情報漏えい事故とリスクヘッジ ..... 弁護士 牧野 二郎

経理・税務 | 26 引越し費用、借上社宅...  
**社員の転勤に伴う支出についての経理処理Q&A**

税理士 斎藤 忠志

- 30 改正された「中小企業の会計指針」の内容をチェックする ..... 税理士 奥田 正名  
38 税務調査で疑われる  
「修繕費」と「資本的支出」の判断基準 ..... 税理士 柴田 尚之  
32 同族会社の経理のための「会社の事業承継」入門 相続税、贈与税の改正による事業承継への影響とは —— 公認会計士・税理士 国村 年  
34 これならわかる!使える 実践「経営分析」塾 ④ 損益分岐点を、現状の分析と将来の予測に活かす —— 税理士 井ノ上陽一  
36 賴られる人になる「経理アタマ」の鍛えかた ④ 経理に必要な資質の落とし穴 —— 税理士 佐藤 昭一

人事・労務 | 40 “サービス残業”を主張されないために  
**労働時間の把握・確認で起きがちな困ったケースに答えます**

特定社会保険労務士 塩澤 迅也

- 44 社員の健康を守る  
脳・心臓疾患等の「労災新通達」で求められる対応 ..... 特定社会保険労務士 若林 忠旨  
47 企業イメージを左右する  
“ご縁がなかった”応募者の取扱い ..... 特定社会保険労務士 田中 謙二  
50 仕事に役立つ「資格・検定」ガイド ④ リーダーに欠かせない「コーチング」スキル —— キャリアコンサルタント 小倉 環  
52 これで万全!「マイナンバー」対応ガイド ④ 従業員へのアナウンスと注意喚起 —— 社会保険労務士 脇部 英治

総務・法務

64 事前準備で差がつく  
**賃貸オフィス探しで失敗しないための5つの心得**

編集部

- 68 「従業員持株制度」導入に必要な手続き ..... 税理士 小杉 哲也  
80 新事業展開に役立つ  
「グレーゾーン解消制度」について知っておこう ..... 中小企業診断士 竹内 幸次  
71 企業の魅力を高める「広報誌」の作りかた ④ 新規営業用の誌面作り —— アスラン編集スタジオ代表 野村 佳代  
74 中小企業の法務パーソン必読!「国際法務・海外取引」のトラブル事件簿 ④ 関税番号を間違って申告・通関していたら「密輸罪」で拘留された —— 帝京大学・二松学舎大学非常勤講師 宮田 正樹  
76 Wordの賢い使い方 Tips集 ④ 段組みを使う —— テクニカルライター 岡田 泰子  
85 部課長のための「戦略的思考力」の強化法 ④ 新しいビジネスを創り出す3つの着眼点 —— 芝浦工業大学大学院客員教授 西村 勘己

- 13 ワンランク上のパソコン仕事術 文書作成の効率をアップ —— 小野 均

- 15 フニワラさんの庶務の知恵袋 日当たりのよいオフィスは紫外線の害に注意 —— 藤原 千秋

- 新連載** 16 ちょっと気の利いた「手みやげスイーツ」 宝石あめ Sweet Jewel —— 三田村 路子

- 新連載** 54 楠木新のビジネス生活をラクにする発想 いまの職場の仕事が「合っていない」と感じたら?

- 新連載** 54 志賀内泰弘が選ぶ「金言・銀言」 「自分には検事を、相手には弁護士を。」

- 56 ビジネスパーソンのための「レジリエンス」講座 ④ 自分の感情をコントロールする —— 昆 正和

- 63 オフィスでできる「簡単ワークアウト」健康法 ④ お尻と股関節のストレッチ —— 橋本 民子

- 55 読者プレゼント/84 情報SPACE/90 記事総索引

- 88 実務よろず相談室  
●グループ単位に報奨金を出した方がいいのか?  
●健康診断を休日に受けさせたら休日出勤扱いにしなければならないか  
●先輩が仕事を教えてくれない

回答者 税理士 宮澤博 / 社会保険労務士 矢島志穂

人材育成コンサルタント 片島尚幸

57 広告企画 ●企業が取り組むマイナンバー制度

掲載広告一覧

広告主名	頁
大成ユーレック	裏表紙
ピー・シー・エー	表紙の裏
ミヨコ情報サービス	裏表紙の裏・62
OSK	目次裏
厚生労働省	14
NTT東日本	59
オーピックビジネスコンサルタント	61

78-79 企業実務サポートクラブ「会員募集のご案内」

別冊付録

## 2015年度版「助成金」受給&活用マニュアル

■表紙・目次・本文レイアウト=水野章一、丸山尚子、高橋未香、一企画/切り絵=前田尋/イラスト=戸城イチロ、鶴見ひよ子

# 改正された 中小企業の会計指針の 内容をチェックする

中小企業の会計に大きな影響を及ぼす「中小企業の会計に関する指針」が、このほど改正されました。  
その主なポイントをチェックします。

日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」（以下、委員会とします）では、平成26年改正の検討が行なわれていましたが、平成27年1月14日に草案が公開されました。その後、パブリックコメントの意見を踏まえて同年4月21日に委員会で承認されました。

4月27日には正式に改正「中小企業の会計に関する指針」（以下、「本指針」と表記します）が公表されました。

今回の改正では、企業会計基準

税理士法人 ザイムパートナーズ  
奥田 正名

第26号「退職給付に関する会計基準」に対応した用語の見直し等をはじめ、株主資本等変動計算書に関する注記も変更されています。  
**今回改正された主なポイント**

●改正前  
（1）退職給付債務・退職給付引当金について  
それでは、今回の改正ポイントを個別に見ておきます。

（2）確定給付制度（改正前は、確定給付型退職給付制度と記定給付型退職給付制度と記

載）とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう。  
（3）退職給付債務とは、退職給付のうち、認識時点（通常は期末）までに発生していると認められる部分を割り引いたものという。  
（4）確定拠出制度とは、一定の掛け金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛け金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう。  
（5）また、確定給付制度における退職給付債務の計算方法（原則法）が、次のように改められました。

●改正後  
退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算する。

●改正前  
退職給付債務の計算には「簡便法」が用いられることが一般的と思われますので、実際には大きな影響はないでしょう。  
このほか、確定拠出制度について、改正前は中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、確定拠出型年金制度の限定期列挙でしたが、改正後は新たな制度ができた場合も包括できるよう、次の表記に変更されました。

中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度のよつに拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度を採用している場合は、

（1）毎期の掛金を費用処理する。  
（2）外貨建取引等の会計処理と法人税法上の取扱い  
外貨建取引等の会計処理と法  
人税法上の取扱い  
外貨建債権、外貨建債務、外貨  
建有価証券、発生時換算法及び期  
末時換算法とは、原則として、法  
人税法61条の9（外貨建資産等の期  
末換算差益又は期末換算差損の益  
金又は損金算入等）に定めるも  
の、とされていました。

●改正後  
（3）固定資産の減価償却方法につ  
いて  
いわゆる陳腐化資産などの使用  
可能期間が著しく短くなった固定  
資産の取扱いが、次のとおり変更  
となりました。減価償却費の変更  
は生じますが、過年度の修正（特  
別損失処理）を行なう必要がなく  
なりました。

（4）企業結合会計について  
「少数株主」と呼ばれていた言  
葉が、「被支配株主」へと呼称が  
改められました。それ以外の変更  
はありません。

（5）株主資本等変動計算書に関する注記について  
下表のとおりとなります。（①②）  
は従来どおりで、（③④）の記載が改  
められました。

（3）固定資産の減価償却方法につ  
いて  
いわゆる陳腐化資産などの使用  
可能期間が著しく短くなった固定  
資産の取扱いが、次のとおり変更  
となりました。減価償却費の変更  
は生じますが、過年度の修正（特  
別損失処理）を行なう必要がなく  
なりました。

（4）企業結合会計について  
「少数株主」と呼ばれていた言  
葉が、「被支配株主」へと呼称が  
改められました。それ以外の変更  
はありません。

（5）株主資本等変動計算書に関する注記について  
下表のとおりとなります。（①②）  
は従来どおりで、（③④）の記載が改  
められました。

（1）毎期の掛金を費用処理する。  
（2）外貨建取引等の会計処理と法人税法上の取扱い  
外貨建取引等の会計処理と法  
人税法上の取扱い  
外貨建債権、外貨建債務、外貨  
建有価証券、発生時換算法及び期  
末時換算法とは、原則として、法  
人税法61条の9（外貨建資産等の期  
末換算差益又は期末換算差損の益  
金又は損金算入等）に定めるも  
の、とされていました。

●改正後  
（3）固定資産の減価償却方法につ  
いて  
いわゆる陳腐化資産などの使用  
可能期間が著しく短くなった固定  
資産の取扱いが、次のとおり変更  
となりました。減価償却費の変更  
は生じますが、過年度の修正（特  
別損失処理）を行なう必要がなく  
なりました。

（4）企業結合会計について  
「少数株主」と呼ばれていた言  
葉が、「被支配株主」へと呼称が  
改められました。それ以外の変更  
はありません。

（5）株主資本等変動計算書に関する注記について  
下表のとおりとなります。（①②）  
は従来どおりで、（③④）の記載が改  
められました。

（1）毎期の掛金を費用処理する。  
（2）外貨建取引等の会計処理と法人税法上の取扱い  
外貨建取引等の会計処理と法  
人税法上の取扱い  
外貨建債権、外貨建債務、外貨  
建有価証券、発生時換算法及び期  
末時換算法とは、原則として、法  
人税法61条の9（外貨建資産等の期  
末換算差益又は期末換算差損の益  
金又は損金算入等）に定めるも  
の、とされていました。

●改正後  
（3）固定資産の減価償却方法につ  
いて  
いわゆる陳腐化資産などの使用  
可能期間が著しく短くなった固定  
資産の取扱いが、次のとおり変更  
となりました。減価償却費の変更  
は生じますが、過年度の修正（特  
別損失処理）を行なう必要がなく  
なりました。

（4）企業結合会計について  
「少数株主」と呼ばれていた言  
葉が、「被支配株主」へと呼称が  
改められました。それ以外の変更  
はありません。

（5）株主資本等変動計算書に関する注記について  
下表のとおりとなります。（①②）  
は従来どおりで、（③④）の記載が改  
められました。